

## 通知

ニューデリー、2009年3月17日

**S.O.783 (E)** .-2002年生物多様性法（2003年NO.18）のセクション38に基づき与えられた権限の行使にあたり、中央政府はヒマーチャル・プラデシュ州政府と協議のうえ、ヒマーチャル・プラデシュ州において絶滅のおそれのある植物種及び動物種、とりわけ下記表の列（2）に指定する以下の種について通知を行い、本通知の附属書に定める要件に則り当該種の収集を禁ずるとともに規制する：-

分類番号 (1)	種の名称 (2)
<b>植物種</b>	
1	<i>Aconitum deinorrhizum</i> Stapf
2	<i>Aconitum heterophyllum</i> Wall. ex Royle
3	<i>Aconitum violaceum</i> Jacq. Ex Stapf
4	<i>Eremostachys superba</i> Royle ex Benth
5	<i>Jasminum parkeri</i> Dunn
6	<i>Nardostachys grandiflora</i> DC.
7	<i>Dactylorrhiza hetegiera</i>
8	<i>Taxus wallichiana</i>
<b>動物種</b>	
9	<i>Murina grisea</i> Peters, 1872
10	<i>Cervus duvaucelii</i> (Cuvier, 1823)
11	<i>Capra falconeri</i> (Wagner)
12	<i>Moschus chrysogaster</i> (Hodgson, 1839)
13	<i>Gyps bengalensis</i> (Gmelin, 1788)
14	<i>Gyps tenuirostris</i> Gray, 1844
15	<i>Sarcogyps calvus</i> (Scopoli, 1786)
16	<i>Vanellusgregarius</i> (Pallas, 1771)
17	<i>Cervus elaphus hanguli</i>
18	<i>Capricornis sumatraensis</i>

## 附属書

要件 番号	要件
1	関係する国家生物多様性委員会がとりわけ以下の目的において許可を与えた場合；加えて、1927年森林法（1927年NO.16）、及び1972年野生生物（保護）法（1972年NO.53）、又は州における該当する森林及び野生生物関連法令の条項に準ずる場合を除き、上記の通知に指定するあらゆる植物種又は動物種について、その生死を問わず、何人もその収集を行ってはならない：- (a) 科学研究； (b) 科学及び学術機関の植物標本館及び博物館；

原文タイトル：Notification on Species of Plants and Animals which are on the verge of extinction in the State of Himachal Pradesh

原文リンク：<https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/FA0BF8CF-F526-B2C5-A3FF-0E77A9D15339/attachments/Himachal%20Pradesh%20-%20Threatened%20Species.pdf>

（最終アクセス日：平成 30 年 6 月 20 日）

---

(c) 繁殖；及び

(d) その他のあらゆる科学的調査。

**2** 関係する国家生物多様性委員会は、以下の取組みを開始又は実施するものとする：

(i) 通知に指定する種の総合的な理解を図る、当該種のあるあらゆる側面に関する研究；

(ii) 通知に指定する種の生息域内・域外における保全及び野生復帰を目的とした繁殖；及び

(iii) 森林局各位、各種生物多様性管理委員会、エコツーリズム関連プログラム、並びに森林の居住者及び部族に向けた、通知に指定する種に関する認識向上プログラム及び教育資料の提供。

---

[F. No.28-12/2008-CS-III]

A. K. GOYAL 次官補